

令和7年6月藤枝市議会  
定例月議會議案

令和7年6月2日  
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第49号議案	令和7年度藤枝市一般会計補正予算（第2号）	別冊
第50号議案	藤枝市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
第51号議案	藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	2
第52号議案	藤枝市税条例の一部を改正する条例	4
第53号議案	藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
第54号議案	藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
第55号議案	建設工事請負契約の締結について (令和6年災査定第29号 市道7地区155号線道路災害復旧工事)	14

第50号議案

藤枝市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年藤枝市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

監査委員（議会の議員の中から選出された委員を除く。）	月額 122,000円
----------------------------	-------------

を

」

「

監査委員（議会の議員の中から選出された委員を除く。）	月額 144,000円
----------------------------	-------------

に、

」

「

選挙長	日額 13,000円以内
投票及び開票管理者	日額 13,000円以内
選挙に関する立会人	日額 13,000円以内

を

」

「

選挙長	日額 14,500円以内
投票及び開票管理者	日額 14,500円以内
選挙に関する立会人	日額 14,500円以内

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤枝市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1監査委員（議会の議員の中から選出された委員を除く。）の項の規定は、令和7年6月1日から適用する。

藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年藤枝市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 23 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 23 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数  
(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 23 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 23 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 会計年度任用職員であって、1 日の正規の勤務時間数を考慮して、市長が別に定めるもの 当該職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第25条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の藤枝市職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

## 藤枝市税条例の一部を改正する条例

藤枝市税条例（昭和29年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、静岡県知事の認可を受けた同号の公益信託の信託財産とするために支出したもの

第37条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の2の2第1項第3号及び第37条の2の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第37条の2の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第37条の2の3第1項中「有する者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第4条の2を削る。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の

4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの  
(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和

8年4月1日

- (2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の藤枝市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「もの」とあるのは、「もの（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項の金銭のうち、静岡県知事又は静岡県教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託の信託財産とするために支出したものと含む。）」とする。

第3条 新条例第34条の2及び第37条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の2の2第1項第3号及び第37条の2の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第37条の2の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第37条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の藤枝市税条例（以下「旧条例」という。）第37条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第37条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第37条の2の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年

金等」という。)について提出する新条例第37条の2の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、藤枝市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 藤枝市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、」に、「として適切に確保しなければならない」を「であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができます。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

第7条に次の2項を加える。

6　市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができます。

(1)　市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2)　家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

7　前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2)　法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条第2項中「もの」の次に「（附則第3項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）」を加え、「本文」を削る。

附則中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項

の次に次の1項を加える。

(連携施設に関する経過措置)

3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第54号議案

### 藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第2項」を「第34条第3項」に、「第46条第2項」を「第46条第3項」に改める。

第3条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第7項まで」を加え、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第4項を第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「もの」の次に「（次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）」を加え、同項を同条第9項とし、同条第2項中「あっては」の次に「、第1項の規定にかかわらず」を、「障害児入所施設」の次に「（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第1項の次に次の6項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことととができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き継ぎ必要な教育・保育が提供されるよ

う必要な措置を講じているとき。

- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）  
(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことによる費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第4項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第43条第1項」を「第42条第1項」に、「5年」を「15年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 55 号議案

建設工事請負契約の締結について（令和6年災査定第29号　市道7地区  
区155号線道路災害復旧工事）

令和7年4月22日制限付き一般競争入札に付した建設工事について、請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和6年災査定第29号　市道7地区155号線道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 309,947,000円
- 4 契約の相手方 角丸建設株式会社  
藤枝市城南二丁目7番地の3  
代表取締役社長 小倉 達也

# 令和7年6月藤枝市議会定例月議会 議案提案理由書（第50号議案～第55号議案）

## 第50号議案

監査に要する日数や業務量を踏まえ、議見監査委員の報酬額について改正を行うとともに、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額について、所要の改正を行うものであります。

## 第51号議案

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の部分休業に係る規定について、所要の改正を行うものであります。

## 第52号議案

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における特定親族特別控除を新設するとともに、寄附金税額控除の対象となる寄附金の追加などについて、所要の改正を行うものであります。

## 第53号議案

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が確保する保育所等の連携施設における協力内容の見直しを行うなど、所要の改正を行うものであります。

## 第54号議案

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者が確保する保育所等の連携施設における協力内容の見直しを行うなど、所要の改正を行うものであります。

## 第55号議案

本件は、市道7地区155号線道路災害復旧工事について請負契約を締結するものであります。

令和7年4月22日に5者による制限付き一般競争入札を実施した結果、角丸建設株式会社が入札額281,770,000円で落札したので、これに消費税28,177,000円を加算した金額で請負契約を締結するものであります。

工事は市議会の議決後から着工し、令和8年7月31日完成を予定しております。

工事の概要については、令和3年8月19日から令和6年10月10日までの地すべりにより被災した道路の災害復旧工事を施工するものであります。